

30商第391号

平成30年12月14日

会津若松市商工審議会

会長 青木 孝弘 様

会津若松市長 室 井 照 平

会津若松市中小企業振興条例の改正について（諮問）

このことについて、会津若松市商工審議会条例（平成4年会津若松市条例第43号）第2条第1号の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 会津若松市中小企業振興条例の改正
2. 中小企業振興補助制度の拡充及び整理

諮 問 事 項

○会津若松市中小企業振興条例の改正について

本市中小企業・小規模企業は、地域経済の活性化や地域活力の維持・発展のため重要な役割を担っております。

しかしながら、中小企業・小規模企業を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化をはじめ、消費者ニーズの多様化や事業者間競争の激化、情報通信技術の進展など目まぐるしく変化し、先行きが見えにくい状況が続き、事業所数も県内他地域と比較し大きく減少しております。

こうした状況を受け、中小企業・小規模企業振興の基本的な考え方や方向性について共通の理解に立ち、地域が一体となって中小企業・小規模企業を支援していくため、「会津若松市中小企業振興条例」を改正し、これと併せて中小企業振興補助制度の拡充及び整理を行うものであります。

記

(1) 会津若松市中小企業振興条例の改正

以下の点について条文上明記し、条文の一部を整理する。

- ①中小企業と「小規模企業」の併記
- ②基本理念、施策の基本方針、各主体の責務、役割等の明記
- ③継続的な協議を行う旨の明記

(2) 中小企業振興補助制度の拡充及び整理

以下の制度を新たに設け、既存制度の一部を整理する。

- ①チャレンジ企業応援補助制度
- ②創業支援信用保証料補助制度